

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 平成 30 年 9 月 27 日 (木)
- 2 場所 大津合同庁舎 7 階 7 B 会議室
- 3 議題 (仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 計画段階環境配慮書について
- 4 出席委員 市川会長、和田副会長、奥村委員、鳥居委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員、井上専門委員

5 議事概要

議題

(事務局)

事業概要およびこれまでの経緯を説明 (資料 1、参考資料 1、2、3)

(事業者)

本事業の配慮書の内容を説明。

(会長)

意見、質問をお願いします。

(委員)

高さは最大で 128m。最近の台風はかなり風が強いが、台風で風力発電所施設が壊れる例は調べているか。また、どのぐらいの風速まで耐えられる設計なのか。

(事業者)

最近、今年の春に商業運転を開始した風力発電所があり、3,000 キロワットの風車を 11 基、高知県の大月町に建てた。

そこは、まさに台風の通り道で、瞬間最大風速は 87 メートル、最大風速は 57 メートルまで耐えられる設計風速で建設している。その設計見込みについても、経産省のほうで、国交省の風力発電の構造の指針に基づいて、所定の算定式ならびに第三者による評価を踏まえ、電気事業法上の工事計画届を適正に受理され、設計、施工した実績がある。

最大瞬間風速は、その現場では 87 メートルまで耐えられる。

(委員)

10 ページ、ここに保安林がたくさんあるが相当伐採することに関し、滋賀県および福井県の実績は取れているのか。保安林としての機能の代替措置は取れるのか。

(事業者)

この計画は、まだ熟度が低い段階で、まず計画区域としてこの辺りで風力発電の可能性があると認識し、選定した範囲である。ここに本当に最大50基を建てられるかは、別問題である。今後、いろいろな調査、事前協議を、保安林も含め、一つずつ協議を重ねることで保安林の中に風車を建ててよいか、保安林については福井県になるが、これから協議していく。

(委員)

20 ページで、コウモリ類で自然度が高いことが想定されているのに、カスミ網やハーブトラップなどの捕獲調査が今後必要であるとあるが、自然度が高ければやめるべきと考えるのが普通ではないか。

(事業者)

現時点では、現地調査等も入ってない段階のため、ヒアリングや有識者の先生方などいろいろな方の意見を聞きながら現地の状況を確認し、風車が建てられる状況かを確認する。

(委員)

風車の下植生はどうなるのか。草地ができるのか、平地になるのか、芝地になるのか、森林がそのまま残るのか。

(事業者)

風力発電の開発は一般的に点と線の開発と呼ばれる。事業計画エリアを想定している場所は山岳地帯の大体尾根筋になる。尾根筋に一般的な林道、大体道幅は5メートル、日本の至るところの山林の林業で取り付けている道路、そういうものを線として尾根筋に付け、大体風車と風車の間は等間隔に、約300メートルの間隔を置きながら点を置く。

その点とは、風車を組み立てるのに大体必要な敷地はおおよそ2,500平米といわれている。そういう敷地をまず造成し、まさに保安林であれば、保安林上の措置として種子吹き付けするなど、行政指導に従いながら手当てする。その周辺については、全く手を付けないので、そのままの森林の状態になる。

(委員)

種子の吹き付けをすると、草地になる。

(事業者)

最近、高知県の施工したところでは、そこは種子吹き付けで草地の状態である。

(委員)

一番困るのは草地在できること。シカは今はいないということだが、シカの餌をつくることになり、シカの数が増える。そうすると、重要な植物がたぶなくなる。

2つ目は、草地になると、ウサギがいっぱい出てくる。昔、電力中央研究所が秋田県でウサギの調査をした。なぜかという、ダム湖をつくったときに、イヌワシの餌動物としての密度が下がる。それを増やすための研究をしていた。

草地をつくとウサギがいっぱい出てくる。そうするとそれを捕まえにくるイヌワシが風車に当たる、鳥類が当たる可能性が高くなる。できるだけイヌワシやクマタカとオオタカだとかがいるところでは、本当は基本的には風車をつくってほしくない。

27 ページのところで、コウモリについて飛翔高度に留意した調査を実施、予測を行うとあるが、この飛翔高度を予測してとは、どういうことか。

(事業者)

草地の件について、行政指導に基づき改変したところの措置については、われわれの裁量で決められないところもあるが、草地ではなく、例えば砕石にするとか、事業者として留意し、行政協議の中で議論したい。

27 ページの飛翔高度の調査について。最近、特にバードストライクとともにバットストライクの問題が大きくなるので、特に風車の回転域、高高度を飛ぶコウモリをどう調査するか試行錯誤的に行われている現状がある。

これまでは、地上からバットディテクターで調べたり、カスミ網等で捕獲調査という一般的な調査を行っていたが、最近の風力発電については、あらかじめ風況の調査がされるので、その風況鉄塔にバットディテクターのマイクを付け、地上から高さ 50 メートル、60 メートルの高いところをコウモリがどういう状況で飛んでいるかを調べる。それに応じ、例えば天気、風の向き、風速を併せてデータとして取り、その結果を踏まえ、コウモリの予測を行う方針です。

(委員)

基本的に、バットディテクターでは種の特定はできない。

(事業者)

種までは確定できないが、周波数別である程度の種分、例えば 20 キロヘルツ帯だとオヒキだとかヤマコウモリ、違う周波数帯だとヒナコウモリ。ある程度の種分で括り、予測を行いたい。

(委員)

了解。植生を改変して草地をつくり、シカの数を増やすことは周辺地域に対する社会的

な責任がある。

砕石を運び施工する場合も、水がそのまま流れる可能性があり、土壌流亡を引き起こす。この標高の高い尾根筋で、一番やってはいけないこと。

(事業者)

意見を踏まえ検討したい。

(会長)

3,400キロワット級の風車では、道幅5メートルの道路でいいのか。この事業実施区域の中で、何キロメートルぐらい、その道路ができるのか。

(事業者)

5メートルの幅員で、3,400キロワット級の風車が運べる。2点目、距離は今の段階ではそこまで算出できない。

(委員)

配布資料の30ページ。計画区域の中に、栃ノ木峠のブナ林、栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集は、湿潤な環境で、希少なラン科の植物もいっぱい見られる。塔の下は50メートル×50メートルぐらいの草地ができるということだが、林道も、栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集の近くから搬入路が延びているので、この近くを必ず通ると考えられる。現状を調査して環境保全措置を検討するとあるが、そこの青い部分、水色の部分だけを守っても、草地が近くにできると、そこから、林縁効果といって、乾燥とか日射の影響が変わってくる。この林縁効果の影響をどういうふうにか考えるのか、伺いたい。

(事業者)

30ページは、自然環境のまとまりの場の状況。福井県側も含めて、滋賀県側も含めて、ブナ林が分布しているのは既存資料の調査からも分かっている。今ご指摘のあった栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集、ないし、栃ノ木峠のブナ林は環境省の特定植物群落にも指定されている。

ただ、この特定植物群落に指定されたのは、1980年代で、どう変化しているか、現状調査をしっかりと、ブナの大木、ブナの自然度の高い場所が残っていれば、極力配慮していく計画を検討できるよう調査、予測を行う。

林縁効果の件は、指摘のとおり、先行事例、ブナ林の中で風車が立っている事例等も踏まえ、予測、評価につなげたい。

(委員)

この周辺の森を歩くと、希少植物が結構ある中でも、シカの影響が出てきていると考えられる食痕が結構見られ、シカがどう分布し、生息数がどうなるのか、また、草ができただけの場合にどう変化するのかしっかり予測しないと、下層植生がなくなり、土壌流亡し、高時川の源流域に大変な影響が予想される。

(事業者)

ご意見、ありがとうございます。

(委員)

図面的にも見にくいですが、要約書の16ページで、保安林に関して、滋賀県部分は完全に外れて計画されているということか。

(事業者)

そうです。

(委員)

保安林には種類があり、例えば水源涵養保安林、土砂流出防止のための保安林、その保護のための保安林なのかと、目的が違う。そこを押さえた上で配慮を考える必要があり、この段階でも明らかにしておくべきである。

水質については、ここは一番滋賀県の上流、源流です。一般道から、道路をつくる場合には、道路工事が滋賀県側にも及ぶ。余呉川や高時川に影響がある。余呉川は余呉湖に対して影響を及ぼす。もともと水質が悪いので改善に一生懸命の方々が尽力されている。水質のところは福井県側だけを対象に見られているけれども、重要な河川なので、配慮書でも、その辺りの河川もできる限り影響を回避する考えで計画を進められたい。

(事業者)

保安林の種別に関しては、配慮書に示せなかったが、資料収集を進め把握していきたい。

水に関しては、指摘のとおり、工事の計画が分からなかったため予測評価もできない状況のため、方法書以降できちんと調査、予測、評価していきたい

(委員)

景観と自然との触れ合いの活動の件で尋ねたい。

対象地のすぐ西側に、北国街道を挟んで余呉高原のスキー場があるが、そちらへの影響は今後把握される予定はないのか。

自然との触れ合い、人々のレジャーの場所なので、今挙げられている眺望点よりかなり近い位置になる。

(事業者)

まず景観に関しては、その景観を見るための場ではないため、この配慮書の段階でも外している。人と自然との触れ合いの活動の場に関しては定義が難しい。スキー場が自然との触れ合いか、今回、配慮書の段階では対象としていないが、意見を承り検討したい。

(委員)

対象地に近いので、風車が乱立した場合には、そのスキー場から見える景色は一変するので、眺望点として外していいのか、もう一度考えたい。

2つ目は、今回の自然との触れ合いの場としては、鉢伏山と中部北陸自然歩道で、福井県側だけが挙げられているが、滋賀県側の余呉川でのトレイルとか、登山道についての影響は考慮されないのか。

(事業者)

人と自然との触れ合いの活動の場に関しましては、その影響の要因が大きく2つ考えられる。工事用の車両がたくさん通過することにより、そこへのアクセスが妨げられる影響と、そもそも風車を建てる際の改変によって、その人と自然の活動の場が壊されてしまうことになる。

今回、配慮書で選定していないのは、その工事の観点、工事を実際にして改変される場所にはないために選定していない。例としてのトレイルはかなり距離が離れているため車両走行が集中する場とも考えにくいため外している。

現在挙げているものに関しては、区域間の距離等も鑑み、人と自然との触れ合いの場として考えられる場所を抽出している。

(委員)

長浜市のホームページの市民活動団体の中に、余呉トレイルクラブがありこちらを資源とした冬期のトレッキングなどのコースをいろいろと整備しているという活動を目にした。その中に、例えば栃ノ木峠の水源地を巡るなどのコースもあり、直接的な影響が生じるおそれがある。地元の活動団体へのヒアリングを必ず踏まえられたい。

(事業者)

今後調べて対応する。

(委員)

事業実施想定区域が黒枠線で囲まれているが、どういうふうにして設計されたのか。どうして、このポリゴンで囲われた領域になったのかを聞きたい。

(事業者)

なるべく尾根筋を区域で囲っている。山の斜面重複というところは風の乱れも大きく、風をしっかりとらえられない。また、風車を運び込むための林道を取り付けるためにも、なるべく尾根の平らなところの方が改変面積も少なく、安全対策も講じやすいという観点で、なるべく尾根を囲っている。

(委員)

地形的に決まったということか。この範囲は木を切ることになるのか。

(事業者)

計画概要の滋賀県、何百ヘクタール、福井県、何百ヘクタールは、区域であって、この区域全ての木を切ることはない。

(委員)

山頂緩斜面、そういうエリアが流域のかなりの水を、地下水を涵養しているので、例えば河川がないから河川への影響を考えなくていいとはならない。物質の循環でつながっているという視点を持って、その上で開発するということがなければ環境に配慮しているということに評価されない。そういう視点を盛り込んでいただきたい。

(会長)

よろしいですか。

(事業者)

指摘はもつともだと思うので、現地調査を進めながら検討する。

(委員)

現地調査をするときに、最初から、流域の物質はどういうふうには運搬されているかという視点を持って、調査領域、調査項目まで選定しないといけないということを指摘している。

(事業者)

流域図を書き、どの辺りにどうゆう水の流れがあるか、どの地点の改変をすると、どのように水が流れるかとかも考えながら設定する。

(委員)

それならいいです。水だけではなく土砂も浸食され動くので、この範囲の中だけではなく、流域範囲から出ていく先への影響も視点として取り入れてもらいたい。

(事業者)

ご意見ありがとうございます。

(委員)

今回、埋蔵文化財とか、文化財とか伝承文化を取り上げてないが、西側に北国街道が走っていて、歴史的に見たら重要な場所と思う。今回文献調査はされたのか。

(事業者)

埋蔵文化財等の中で、歴史的なものがあるか確認しているが、伝承文化については、不勉強で、どういった資料を確認すべきとの指摘か。

(委員)

伝承文化というのは、例えば地元の聞き取り調査になる。地元の教育委員会とかに問い合わせたり、地元の方を対象に聞き取り調査を行ったりする。また、市史など自治体史などの文献調査も行う。

(事業者)

今後確認したい。

(会長)

方法書以降で、項目として取り上げるつもりだということか。

(事業者)

その点も含めて検討する。

(委員)

3点ほど。一つは送電設備というのはどういうかたちになるのか。もう一点は、工事のために整備する幅5メートルの林道は、発電設備が出来上がった後、その林道は管理用の道路になるのではないかと思うが、どれぐらいの頻度で使用し、どういう形態で管理する予定なのか。

3つ目は、水辺に関して、もし仮に湿地等がこの対象地域にあれば、そこは避けると書かれているが、山地部分の形状を、特に表面の形を変えて浸透の条件を変えると、この範囲外の谷筋の湧水に影響する可能性がある。この山頂に降った水が、どの部分に出ている

かまで調べるのはかなり難しいが、主要な河川の源流部の河道形成されている部分の湧水環境について調べ、工事中にモニタリングをする等の配慮があってもいいと思う、3つ目はコメントです。

(事業者)

最初の2つについて。送電施設は環境アセスの対象ではないが、参考までに情報提供する。このエリアには北陸電力と関西電力の送電系統があり、それぞれにつなげられるか技術検討依頼しており、今後送電、接続、契約の手続きが進む状況である。

林道に関しては、現場により管理の方法は異なる。例えば、島根の事業運営している風力発電施設では、地元の林業振興につなげ、林業に資するかたちで計画を進め、風力発電事業を営みながら林業振興につながるかを計画段階から考えている。単なる管理用道路として管理するだけでなく、林業従事者のために当該林道は市に移管し、市と事業者と一緒に管理している。他の現場では、安全上のために入口にゲートする場面もある。この立地においての今後は、関係市町村、両県とも協議していきたい。

3つ目、水辺の件は、意見として受け取る。

2番目の件について、もともと自然状態のところには林道をつくるのは、マイナスのインパクトだが、別の視点で見ると、出来上がったものをできるだけ有効に周りの人々の生活の環境の改善に使えるという視点も重要だと思う。

(委員)

工事道路の建設により、土壌や伐採木が相当量出てくる。今回、要約書では検討されていないが、土壌とか、ごみ、残土について、有効利用や処理をどのように考えているのか。

(事業者)

残土に関しては、地元の関係市町、県と相談しながらになる。島根県の現場では、本当に林業者が使える林道を整備した。尾根筋に道を通し、重機、機械を入れられるほうが、高齢化が進んでいるので、地元の林業者の方々にも好評をいただいている。

切った材を一時的に保管するため、掘削で出た残土をただ単に残土で平らにするだけでなく、貯木場というかたちで一時的に木材を置くよう活用している事例はある。

今回も、いかに有効利用を図っていくか一層意識し、今後、検討し協議していきたい。

(委員)

先ほど、高知の風車の例が最大瞬間風速 80 メートルに耐えられるという話でしたが、今回の計画、要約書の 19 ページにある概略図の風車も同じ性能、耐風速という理解でよいか。

(事業者)

耐風速の設定は、国交省の風力発電の構造指針に基づき、当該地域における基準風速数値を用い、実際に当該地域における風況、地形を勘案し、そこで必要となる耐風速が算出される。その計算手法の妥当性を第三者評価機関で審査され、国の受理という手続きのため、高知で用いた耐風速とは異なってくる。

今は、耐風速の数値設定する段階に至っていないので、今後、算定していくことになる。

(専門委員)

それでは専門委員として、鳥の関係に入る前に、要約書 18 ページ、複数案の設定について。基本的に、この配慮書段階で複数案を設定し、その中でいろんな環境影響を予測して、より環境の負荷のないものを選ぶのが基本と思っているが、位置、規模についても複数案がない、構造についてもそのまま。これは確定で、複数案はないということか。

(事業者)

風力事業を日本全国で計画する上で、複数案を設定しないのかというご意見がある。

風力事業の特徴を補足説明したい。複数案について、風力発電の場合、どこでも立地できるわけではない。風の通り道があること、電気を送る送電線が近くにあること、そういった要件を満たすところでおのずとエリアが絞り込まれているため、一定の区域を選定している。

その中で、複数案をどう用いるかという方法論としては、例えば最大 50 基を配置できる可能性がある中で、2,000 キロワットの風車を何十基、3,000 キロワットの風車を何十基という単基出力と基数の組み合わせを提示するというような複数案の設定の仕方をする事業者もいる。

われわれの考え方としては、エリアをまず設定し、その状況をしっかり確認しながら、地権者と協議したり、地元の方と相談したり、県、国と許認可の話をし、実際に設置できるところを選ぶという進め方のため複数案を設定することは計画の上で意味をなさないため複数案は設定していない。

(専門委員)

広域を区域として定めることによって、その中で配置等を考えるということで、複数案という位置付けにしているということでしょうか。

(事業者)

複数案は設定してないが、環境省が示す配慮書の考え方から逸脱していない。

(専門委員)

出力規模については、変更があり得るということか。

(事業者)

もちろんある。

(専門委員)

次に調査のことで、複数の人に聞き取りされているが、どなたに聞き取りされたのか。

(事業者)

公開の場ですので、後ほど、非公開の場では可能です。

(会長)

事務局から各先生方に非公開資料で。

(事務局)

はい。

(専門委員)

2つ目。この開発地、場所、区域は広めにあるが、今回決定されて配慮書を提出され、この場所を設定する際に、鳥類、特に希少猛禽類について、国がまず平成16年に公表しているイヌワシとクマタカの生息分布図があり、開発事業がある際に、事前にこういう場所については十分検討してくださいという図で、県のイヌワシ、クマタカ保護指針の中にも生息マップが公表されているが、この2つについては今回参考にされて、その上でのこの予定地の決定ということによいか。

(事業者)

この事業実施想定区域の中に、環境省ないしは滋賀県のイヌワシ・クマタカ保護指針の中で、イヌワシ、クマタカが分布しているという結果を示している状況です。

環境省の図は、配慮書の本編61ページ、62ページのほうに、イヌワシの分布メッシュ図とクマタカの分布メッシュ図を示している。

63ページは、環境省のアセスメントデータベースのEADAS（イーダス）、風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ、このメッシュも示している。

(専門委員)

結果的に両方のマップ、情報は事前に了承の上で、この予定地を決定されたということか。

(事業者)

はい。

(専門委員)

要約書の 56 ページ、総合的な評価の中で、「重大な環境被害が考えられる評価の結果」の左の動物のところで、「動物の注目すべき生息については確認されなかった、また、この影響は小さい」と結論付けされているが、これはイヌワシ、クマタカは確認されなかったということか。

(事業者)

注目すべき生息地については、事業実施想定区域およびその周辺には確認はされなかったと配慮書の中で記載している。

(専門委員)

環境省のマップは赤い色が付いていて、イヌワシの生息確認地点、クマタカの生息確認地点を含めてと注意書きがある。

(会長)

配慮書の本編の 61 ページで赤くなっているのに、要約書の 56 ページの評価結果のところでは確認されなかったと記載されているが、これが矛盾しているとの指摘です。

(事業者)

イヌワシ、クマタカについては、それぞれが種として、予測、評価している。その注目すべき生息地として、これらの分布域が該当するか、というふるいの掛け方はしていなかった。

(専門委員)

会社としての最終的な意見でよいのか、他の風力発電等でも、そういう位置付けで今まで対応してきたのか。

(事業者)

環境省の希少種猛禽類調査結果で、メッシュが生息確認ということで赤くなっているという認識の上で、実際にこれから調査に入る。

(専門委員)

考え方として、注目すべき生息地を確認されなかったという理解ですか。

(事業者)

生息地、営巣場とか、その辺の言葉の理解の程度が。

(専門委員)

この総合的な評価は極めて大事な文章です。プロであるあなた方が、いや、この場合はこうしていると、そんなことは理由にはならないと思うのですがいかがか。

配慮書はこれだけのボリュームがあり、要約書でもこれだけある。その中で最後の大概が総合的な評価で、これが結論だと理解するが、基本的に動物種のところでは影響がないと言い切っている。しかも、工事内容がはっきりとまだしていないから、工事の中で工事内容を変えると。そういう段階で、基本的に総合評価の中で影響はないと言い切って、本当に大丈夫なのか。公的な機関は、平成16年から、ここには生息していると公表している。事業者としても、ある程度確認している中で、こういう考え方で進めるのかを確認させてほしい。

(事業者)

申し訳ないが、改めて質問の視点と、われわれの配慮書の記載の仕方を見直すべきなのか、検討し直すべきなのか、今後の方法書にどう反映すべきなのか、チームとして、今の質問を共有して理解できない状態です。ただ、このエリアがイヌワシ、クマタカの生息区域に入っていて、非常に注意しなければいけないエリアだとの認識は持っている。ここで過去に開発計画があった丹生ダムの計画や、横山岳の県の林道工事があり、地元の市町や県の自然保護課とも事前に相談しながら希少猛禽類は十分に認識し、既存で分かる文献調査をしながら、今後の調査に反映するよう十分に検討している。

ただ、指摘に関して今ははっきり答えられないため、改めて質問の内容と、われわれの記載の仕方と、それをどうしていくべきなのか考えさせてください。

(会長)

今の事業者さんの答えを聞いていると、イヌワシは生息しているが、注目すべき生息ではなかった。だから、生息しているけれども、それほど重要ではないという認識に取れませけれども。

(事業者)

いえ、希少猛禽類に対して、非常にここに関しては慎重に計画していくべきだという認識はしっかり持っている。

(会長)

この時点で重大な影響を回避または低減できる可能性は高いと評価すると書かれているが、今後調査をして初めて分かることを、今、文献調査の段階で、こういうことは言えないはず。

それをこの段階で、あらかじめ結論ありきで評価しているは、アセスの姿勢として良くない。そこはいかがが。

(事業者)

この 50 基ありきで計画しているわけではなく、さまざまな意見、今後の調査を踏まえ、重大な影響が確認されるのであれば、事業区の絞り込み、風車の配置、動線系に計画上反映していく姿勢です。

ただ、最初からそういうふうに決め付けていいのかとの指摘については、方法書以降でしっかり手続きの中で示したい。少なくとも希少猛禽類に対して、この事業区範囲内の全てのエリアにおいて全く問題ないという認識はない。しっかり調査しながら影響の程度を定量的に予測、評価し計画のほうに反映していく。

(会長)

希少猛禽類に配慮する姿勢であれば、最後の 7 行をもう一度見直し、次回の審査会のときに、もう一度、事業者としてどう考えているかを改めて説明してください。

(事業者)

分かりました。すいません。

(委員)

要約書の 56 ページ、クマタカ等について、耕作地等、高山および水辺云々と書いてある。

それと、要約書、40 ページを見ると、草地にカヤネズミ、イイズナと書いてあるが、カヤネズミが草地なのは分かるが、イイズナは高山です。尾根筋で、高山帯がある。イイズナというのは重要種だが、これがないことにしてしまうためにイイズナは生息地が草地になっている。高山帯がないから、イイズナは草地にいる。直接改変する影響はないと評価している。ここの部分も改めて書き直してほしい。

要約書 38 ページの、植生図。先ほど、林道をつくるときに地元の林業に貢献すると言われたが、この図を見ると、造林地帯は、計画地の東の外れしかない。南北の計画線の中から東に向かって林道をつくる。そうすると、林道をつくることにより周辺の改変地域が、ブナ・ミズナラのいい林が全部伐採される可能性がある。

林業に資すると言うが、これだけの面積しかない林業のために、その重要なブナ・ミズナラが全部つぶされる可能性がある。この周辺の土地所有はどうなっているのか教えてほしい、もしも個人所有だったら伐採される可能性がある。県有地なら残る可能性がある。

東の外れのこれだけの面積のためにわざわざこれをつくるのかということ、それはおかしいのではないかと思う

(事業者)

1点目の質問、意見は何でしたか。

(委員)

イイズナが草地性の動物なのかということと、イイズナが出るのならオコジョも出てきて差し支えないはずだが、これは出てこない。

(会長)

先生が言うのは、イイズナが高山動物ではないかと。

(事業者)

今の指摘のところをもう一度見直したい。

林業に資さないのではないかとこの厳しい意見について、実際に、この現場でどうするかは、環境アセスメントの調査を含め手続きは4年、5年かかり、風力発電事業は、今日明日にできるものではなく、地元の合意形成がなければ実現しない。

林業に資するという話は、実績としての高知県や島根県ではまさに林業に貢献し、活用してもらっていると考えている。その山は広葉樹がたくさんあり、広葉樹を活用した家具を世の中に売り出していこうという地元の企業さんがおられ、地元の抱える課題、特に島根、高知もそうですが、やはり人口流出、若者がいなくて過疎で、いかに集落を維持するかとの課題を抱えている。計画の初期段階から、地元の抱える課題や、計画する用地の地域事情を十分に理解、考えながら、その地域のためになるような取り組みを考えながら進めている。

この余呉南越前の現場で、それが林業なのか、近傍にあるスキー場の地域振興に資するのか、地域の他の事情に資する取り組みができるのか、相談しながら考えていく。

今の段階で、林業に資さないのではないかとこの意見は真摯に受け止めたい。私どもはここでいかに素晴らしい風力事業をつくれるか、きっちりと地元の方々と話し合っ計画していきたい。

(会長)

3ページに方法書以降は、2事業に分割する予定とあるがどういう意味か。どういうふうに分割されるのか。

(事業者)

なぜ分割するのか。事業地が、北陸電力と関西電力の中間地点の管内を分断するところにある。参考までに、送電を北陸電力と関西電力にそれぞれと話しており、それぞれに電気を送る場合、発電事業として分けて、経済産業省に認定してもらい事業運営をしていく可能性があるので、方法書以降に、2事業に分割すると述べている。

(会長)

福井県側と滋賀県側に分かれる可能性が高いということですか。

(事業者)

その分けをどうするかは今後検討していく。

(事業者)

位置付けとしては、便宜上、分かれるという位置付けになり、2事業に分かれるが、一体事業として取り組む。ただ、その電気の販売先という意味で2事業に分けるとのこと。

(会長)

方法書や準備書は一体として出るのか。

(事業者)

そうです。

(委員)

地元の人とうまくやる、両立させる、林業と発電というようなウィンウィンでやるということをアピールされているが、視点がずれているのではないか。要するに環境アセスで、自然環境にどのようなインパクトがあるかを総合的な視点で、統合的なシステムの理解に基づいておこなわないといけないということを、念押ししておきたい。

先ほどの流域の話も、動物のこの範囲外への行動の話も、地元とうまくやっていけるからよいということを問うているのではないことを認識していただきたい。

(事業者)

環境アセスメントの環境面に関しても、やはり事業者としてこの場をいただいているので、周辺情報を提供することで、環境アセスメントの観点で議論いただければ幸いです。

(会長)

追加の意見等があれば、次の委員会に回答が間に合うようなタイミングで事務局のほうに意見、質問をしてください。

(事務局)

知事意見の照会は、今年の11月以降になる見込みです。

(会長)

これをもちまして本日の審査会を終了させていただきます。

(司会)

本日、審議の風力発電事業については、本日欠席の委員の意見も別途事務局で確認し、審査会の意見案を整理します。また、事業者に寄せられた一般の意見などに対する事業者の見解についても事業者から示してもらい、次回の審査会において審査会の意見として審議を予定している。

次回の審査会は、10月31日、水曜日を予定。午前中に現地の視察、午後に会議を予定しており、審査会自体の開催場所は、旧木之本町の長浜市北部振興局を借りて実施する予定です。なお、現地調査、現地視察も含め、当日のスケジュール等に関しては、詳細については、改めて文書等によりお知らせします。